

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は、コンビニエンスストアを経営している社長様でした。「数年来続いている人材不足対策として、本格的に外国人労働者の雇用を考えています。外国人労働者を雇う場合、雇用



北協会相談員日誌 173

こちが「企業の労働110番」です

おおにし社会保険労務士事務所所長
名北協会ホワイト企業推進室長・医療労務コンサルタント
特定社会保険労務士 大西正高

際に、氏名、在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。

届出の対象者は、日本国籍がなく、在留資格が「外交」「公用」以外の外国人です。ただし特別永住者（在日韓国人・朝鮮人等）は、届出の対象外とされていますので

外国人労働者の雇用

届出は不要です。届出方法は、雇用保険の被保険者となる場合と被保険者でない場合で使用される様式や届出先が異なります。

(1)被保険者となる場合
ア、雇入れ
雇用保険資格取得届の17〜23欄に、ローマ字氏名・

保険や社会保険の特別な届け出は必要でしょうか」とのご相談です。

1、雇用保険

外国人を雇用する事業主は、労働施策総合推進法に基づいて、外国人労働者の雇入れと離職の

届出期限・雇用した日の属する月の翌月10日まで
イ、離職

雇用保険資格喪失届の14〜19欄に、ローマ字氏名・国籍・在留期限・在留資格・在留カード番号などを記入して届出すること、法定の届出を行ったこととなります。

*様式・雇用保険被保険者喪失届 様式第4号
届出先・適用事業所を管轄す



るハローワーク
届出期限・被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内

(2)被保険者でない場合
雇入れおよび離職それぞれの場合に、雇用保険被保険者と同様の事項を届け出ます。

*様式・外国人雇用状況届出書 様式第3号
届出先・該当の外国人が勤務

する事業所の所在地を管轄する

ハローワーク
届出期限・雇入れ・離職の翌月の末日まで
(インターネットで届出ができます。「外国人雇用状況届出システム」で検索)

届出の際、在留カード・パスポートのコピーを一緒に提出する必要があります。事業主が確認して正確に届け出ることが必要です。
なお、雇入れの届出をした従業員が帰化した場合には、離職日を帰化日として届出が必要です。

2、社会保険

外国人従業員が社会保険の適用対象であった場合には、当該従業員の個人番号と基礎年金番号が結び付いていない人（例・来日後で年金制度に加入していない人など）については、厚生年金の資格取得届と併せてローマ字氏名届の提出が必要です。雇用保険の届出と併せて手続きの内容を確認しておきましょう。

3、外国人を雇用した場合の届出を忘れずに

外国人雇用状況の届出について、雇用保険に加入する外国人

は、入社・退職の際に取得・喪失の手続きをしますので届出を忘れることは少ないですが、未加入の外国人は、加入者とは異なる届出方法になるため忘れてしまう可能性があります。この外国人雇用状況の届出に関する情報は法務省の在留管理情報とデータ連携されており、届出内容が一致しない場合や未届出の場合はハローワークから確認の連絡が来ることがあります。

外国人を雇用した際は、在留カードまたはパスポートの提示を求め、就労可能な在留資格や在留期限であることの確認に加え、忘れずに正しく申請をするようにしましょう。

当協会は、令和8年2月13日ウイंकあいちにおいて「基礎から学ぶ外国人労働者雇用セミナー」を開催します。大西社労士から「外国人労働者雇用の仕組みと関係法令」、大嶽弁護士より「トラブルを防ぐための外国人労働者の労務・安全衛生管理」の解説を行います。詳しくは、当協会総合受付（☎052-9611-1666）まで。

イラスト・木村武司